

# 介護保険新総合事業「現行相当サービス」報酬を出来高払い制とせず、これまでどおりの包括報酬制とすることを求める請願書

## 1. 請願の要旨

現行相当サービスはこれまでどおり包括報酬制とし、介護保険事業所の経営と要支援者へのサービス提供を保障することを求める。

## 2. 請願の理由

大阪府内各自治体は、来年4月から要支援者の訪問介護と通所介護をこれまでの介護保険サービスから新総合事業に順次移行させます。

泉州各自治体は、これまでどおりの現行相当サービスの報酬切り下げを計画しています。具体的には、現在の包括制を出来高払い制にするというものです。2015年報酬改定で、特に通所介護事業所は20%を超える報酬切り下げとなっており、既に経営は危機的な状況にあり、現行相当サービスでの減収により、介護事業所は存続の危機に陥ることが予想されます。

大阪社会保障推進協議会では9月に高石市以南の全訪問介護・通所介護事業所に対して「泉州地域各市町村介護保険新総合事業『現行相当サービス』報酬切り下げに関する緊急調査」を実施し、138事業所が回答を寄せました。

今年8月の実績で、「出来高単価でどれだけ減収になるか」については平均16.1%減少、「出来高制報酬による報酬削減で経営していけるか」については54%が「やっていけない」と回答。「報酬削減への対策」については33%が「要支援者を受けない」、さらに「事業縮小」14%、「事業撤退」9%との回答でした。

このように現行相当サービスの報酬切り下げは、介護事業所を窮地に追い込むだけでなく、要支援者にとってはサービス提供を拒否されるという事態が予想されます。

なお、既に一部自治体では、「現行相当サービス報酬はこれまでどおりでいく」との意向を示しているとの情報を得ています。

つきましては、貴議会に対して、現行相当サービスはこれまでどおり包括報酬制とし、介護保険事業所の経営と要支援者へのサービス提供を保障することを請願いたします。

**採決結果**  
**平成28年12月20日 不採択**